

# 鹿児島市行政評価実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るために行政評価を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 総合計画の基本構想に示す基本目標をいう。
- (2) 施策 総合計画の基本計画に示す各編ごとに章立てされた施策をいう。
- (3) 事務事業 総合計画の事務事業体系表に記載された事業のうち、政策的要素の強いものをいう。

## (行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、政策、施策及び事務事業とする。

## (行政評価の種類)

第4条 行政評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政策・施策評価
- (2) 事務事業評価

## (行政評価の実施方法)

第5条 行政評価の実施方法は、次の各号に掲げる行政評価の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 政策・施策評価 事業担当局による分析を踏まえて、第8条に定める第三者機関の評価により行うものとする。
- (2) 事務事業評価 事前評価、中間評価及び事後評価により行うこととし、その実施手順は、事業担当課における一次評価及び一次評価の結果を踏まえて、総務局長、総務局総務部長、企画財政局企画部長及び企画財政局財政部長により構成する行政評価推進委員会が行う二次評価により行うものとする。

## (結果の公表)

第6条 行政評価の結果については、公表するものとする。

## (結果の活用)

第7条 政策・施策評価は、新たな総合計画の策定の検討に活用するものとし、事務事業評価は、総合計画の進行管理に活用するとともに、予算編成作業に反映させるものとする。

## (第三者による評価)

第8条 行政評価の客観性及び透明性を高めるための第三者による評価は、別に定める鹿児島市行政評価市民委員会が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

## 鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱

### (設置)

第1条 行政評価の客観性及び透明性を高めるため、第三者による評価機関として、鹿児島市行政評価市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 市民委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 政策、施策及び事務事業について、第三者の視点から評価を行うこと。
- (2) その他行政評価の推進に関すること。

### (組織)

第3条 市民委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 市民委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、市民委員会を代表し、会務を総理し、市民委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月14日から施行する。